

指定居宅介護支援重要事項説明書

利用者に対する指定居宅介護支援の提供にあたり、当事業所の説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人誠々会
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 甘利 広子
所在地・連絡先	〒243-0803 神奈川県厚木市山際字神明ノ木 1350 番地 1 電話番号：046-246-0158 FAX 番号：046-246-0159

2. 事業所の概要

事業所の名称	特別養護老人ホーム甘露苑
所在地・連絡先	〒243-0803 神奈川県厚木市山際神明ノ木 1350 番地 1 電話番号：046-244-1312 FAX 番号：046-246-0159
事業所番号	神奈川県第 1472900214 号
管理者氏名	主任介護支援専門員 今村 利美
通常の事業の実施地域	厚木市上依知、猿ヶ島、山際、下川入、関口、中依知、下依知、金田

3. 運営の方針

運営の方針	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。又、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう関係市町村とも連携を持ち、利用者の立場に立って、公正中立に行われるよう努めるものとします。
-------	--

4. 提供するサービスの内容

1. ご自宅に伺い、心身の状況を適切な方法により把握の上、利用者自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
2. 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者とその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
3. 必要に応じて利用者事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
4. 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等について相談・苦情窓口となり適切に対処します。

5. 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけでなく、複数の指定居宅サービス事業所を紹介するように求めることができます。
6. 当事業所に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者の選定理由を求めることができます。
7. 利用者の要介護認定の申請をお手伝いします。
8. 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となります。ご利用者の要介護状態区分の有効期間が満了する日をもって終了致します。

但し、ご利用者から文章でのお申し出がない場合には、この期間は自動的に更新されます。

6. サービス・契約終了

ア、ご利用者都合でサービスを終了する場合

原則として7日前までにご連絡ください。

イ、事業所都合でサービスを終了する場合

- ① 人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了 2 週間前までに事業所より文章でお知らせするとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ② 利用者が事業者の定める通常の事業の実施地域外へ転居し、事業者において指定居宅介護が困難であると見込まれる場合。

ウ、自動終了となる場合

以下の場合には自動的に終了となりますのでご了承ください

- ① ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② ご利用者の要介護認定区分が要介護から要支援 2 または要支援 1 もしくは自立（非該当）と認定された場合。ただし、この場合は担当地域包括支援センターにご利用者の情報を提供する等、連携を取らせて頂きます。
- ③ ご利用者がお亡くなりになられたとき

エ、その他

事業所は、正当な理由なく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合には居宅介護サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市町村に状況報告致します。

- ① 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態の悪化をもたらす場合。
- ② 偽りその他不正行為によって介護給付を受け、または受けようとした場合
- ③ 下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける・刃物に向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する・対象範囲外のサービスの強要

■セクシャルハラスメント

- ・介護従事者の体を触る、手を握る・腕を引っ張り抱きしめる
- ・ヌード写真を見せる・性的な話し、卑猥な言動をする等

■その他

- ・介護従事者の自宅や住所や電話番号を聞く・ストーカー行為等

7. 営業日及び営業時間

営業日及び休業日	営業日：月曜日から金曜日まで（祝祭日を含む。） 休業日：土曜日及び日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）
営業時間	午前9時～午後6時までです。ただし、利用者の希望に応じて24時間対応可能な体制を整えるものとします。

8. 事業所の職員体制（令和3年1月1日現在）

従業員の職種	員数
管理者（兼務）	1名（常勤兼務）
介護支援専門員	1名（常勤 1名（うち1名兼務）、非常勤 名）

9. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、利用者の負担はありません。

※介護サービス計画を受けることについて、あらかじめお住いの市町村に届けていない場合や、介護保険料の滞納により法定代理受理ができなくなった場合は、1か月につき要介護度に応じて次項の表の支援費、加算を負担いただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供書を後日、お住いの市町村介護保険窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けられます。

(1) 指定居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱件数	要介護度	単位数	利用料
居宅介護支援費（Ⅰ） 〈取扱件数 45 件未満〉	要介護 1・2	1,086 単位	12,000 円
	要介護 3・4・5	1,411 単位	15,591 円
居宅介護支援費（Ⅱ） 〈取扱件数 45 件以上 60 件未満〉	要介護 1・2	544 単位	6,011 円
	要介護 3・4・5	704 単位	7,779 円
居宅介護支援費（Ⅱ） 〈取扱件数 60 件以上〉	要介護 1・2	326 単位	3,602 円
	要介護 3・4・5	422 単位	4,663 円

上記の基本料は、厚生労働大臣が告示で定める額であり、これが改定された場合はこれらの基本利用料も自動的に改定されます。なおその場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします

※居宅サービス等の利用にむけて介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務をおこなったものの利用者が死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のため準備が行われた場合は基本報酬の算定を行います

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に下記の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは、要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し、指定居宅介護支援を提供した場合。	3,315 円/月
入院時情報連携加算 (I)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 ・入院日以前の情報提供を含む ・営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む	2,762 円/月
入院時情報連携加算 (II)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合 ・営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	2,210 円/月
退院・退所加算 (I) イ	病院や介護施設等から、退院・退所にあたって、病院等の職員から必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用調整をおこなった場合 (I)イ連携1回 (I)ロ連携1回 (カンファレンスによる参加) (II)イ連携2回以上 (II)連携2回 (内1回以上カンファレンス参加) (III)連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)	4,972 円/回
退院・退所加算 (I) ロ		6,630 円/回
退院・退所加算 (II) イ		6,630 円/回
退院・退所加算 (II) ロ		8,287 円/回
退院・退所加算 (III)		9,945 円/回
緊急時等 居宅カンファレンス 加算	病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整をおこなった場合 ※1月に2回を限度として算定できる	2,210 円/回
ターミナルケア マネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て在宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	4420 円/回

通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供をおこなうとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅介護計画書に記録した場合	552 円/回
-----------	---	---------

(2) その他の費用

- ① 通常の事業の実施地域以外にお住まいの方は、別途交通費の実費が必要になります。

事業所から片道概ね 20km 以下	無料
事業所から片道概ね 20km 以上	1km につき 50 円

- ② 解約料

解約についての料金は一切かかりません。

10. 主治の医師及び医療機関等との連携

利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのために入院、受診時には当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願い致します。

11. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修をする等の措置を講じるよう努めます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています

虐待防止に関する担当者	施設長 甘利 悟
-------------	----------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 従業者に対して虐待防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス利用中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. ハラスメント対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

15. 質の高いケアマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。
(別紙参照)

- ① 前 6 カ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合
- ② 前 6 ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

16. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は速やかに利用者のご家族・市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

17. 従業員の研修について

事業所は、全事業所の従業員の資質向上を図る為の研修の機会を設けます。

- ① 採用時研修：採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修：年 1 回

18. 秘密保持

- ① 事業所及び事業所の介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ② 事業者及び事業所の介護支援専門員は、利用者及び利用者の家族からあらかじめ文書により同意を得ない限り、別紙「指定居宅介護支援個人情報使用同意書」に記載した利用目的以外には、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

19. 苦情相談窓口

当事業所が設置する苦情相談窓口は、次の通りです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけではなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情もお申し出ください。

事業所の相談窓口 特別養護老人ホーム甘露苑	電話番号：046-244-1312 受付窓口担当者：今村 利美 ご利用時間：平日（祝日も含む）午前9時～午後6時まで
厚木市介護福祉課	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3-17-17 電話番号：046-225-2240 ご利用時間：平日 午前8時30分～午後5時15分まで
神奈川県国民健康保険 団体連合会 苦情相談直通ダイヤル	〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号：045-329-3447 ナビダイヤル：0570-022110 ご利用時間：午前9時から午後5時まで

20. 緊急連絡先について

介護支援専門員が、必要と判断した場合には、下記の緊急連絡先及び主治医への連絡・報告・相談をします。

緊急連絡先①	氏名		続柄	緊急連絡先②	氏名		続柄
	住所				住所		
	電話番号				電話番号		
	携帯電話				携帯電話		
主治医				病院名			
連絡先							

21. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたって、ご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- ① 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などお断り致します。
- ② 体調や容態の急変等により、サービスを利用できなくなった場合には、できるだけ早めに担当の介護支援専門員又は、サービス事業所の担当者へご連絡ください。